

2022年4月22日

課外活動団体のみなさま
学生のみなさま

学生部長 吉田 敦

課外活動等における合宿および会食に関する制限の一部緩和について

2022年1月25日付文書「課外活動における合宿および会食の原則禁止について」で知らせてきましたように、1月以降、合宿と会食を原則禁止する措置を講じてきました。しかしながら、判断の理由の一つである愛知県のまん延防止等重点措置は、新規陽性者数が減少傾向となり、病床使用率も減少するなど、医療提供体制への負荷が低下する見込みが立つことから、3月21日をもって解除されました。

現在、感染者数が高止まりしている状況ではありますが、大学生活における課外活動の重要性に鑑みて、制限してきた合宿については下記の感染防止対策を講じることを条件に、申請を受け付けた上で許可する対応といたします。また、合宿中および課外活動前後の会食・飲食については、「1つのテーブルあたり4人以内の会食・飲食(飲酒は禁止)」を認めることとします。ただし、会食・飲食は課外活動より感染リスクが高いため、飲食するとき以外はマスクを着用する「マスク会食」を徹底してください。

課外活動を行う際は、別紙の「課外活動における感染防止対策について(南山大学)」を常時確認し、課外活動団体ごとに講ずべき対策を具体化し、これを確実に実行してください。また、感染防止対策としてのワクチン接種についてもご検討ください。皆さんのひき続きのご協力をお願いいたします。

なお、ゼミ・研究室の合宿および会食についても、これに準ずる取扱いとします。

記

【4月22日(金)以降】

感染防止対策を講じたうえで、次の課外活動を認めます。

・宿泊を伴う大会への参加や対外試合、学内外での合宿等の実施

※地域の感染状況を考慮した上で、各課外活動団体として実施の必要性を検討すること。

なお、実施する場合は、会場への移動時や宿泊時、会場の更衣室や会議室の利用時など、大会等におけるスポーツ・文化活動以外の場面も含め、感染防止対策を講じること。また、その内容を申請書に添え、1か月前までに学生課へ申請すること。期限を過ぎた申請書は受け付けない。

※会食・飲食する際は、1つのテーブルは4人以内とし、「マスク会食」を徹底すること。(飲酒は禁止)

※緊急事態宣言の対象区域および重点措置区域に属する地域においては、その感染状況を踏まえ、他校との練習試合や合宿等は禁止とする。

※感染状況によっては急遽活動を禁止する場合もありえる。キャンセル料が発生するリスクも含め、実施の必要性を慎重に検討すること。

※学内研修センターの宿泊の許可も再開する。研修センターを利用する場合は、学生課にて所定の手続きを行うこと。

※必要に応じ抗原検査簡易キットの利用を学生課に申請すること。合宿前後での利用を推奨する。

※万が一、参加者が感染者または濃厚接触者となった場合、その参加者本人は本学保健センターへ、各団体の責任者は学生課課外支援係へ、速やかに連絡すること。

以上